

■平成25年8月30日（金） 厚生委員会県内調査

1. 社会福祉法人 大和郡山育成福祉会 ひかり園（大和郡山市矢田町字大谷382-2）

ア 調査目的

生活介護・就労支援について

イ 調査概要

○平成5年9月に法人設立、平成6年4月にひかり園を開所。

○法人の理念は「ともにいきる」。大和郡山市で生まれ育って、有意義に暮らしていけるような仕組みを作ることが目標。

○生活介護事業、就労継続支援（B型）事業、就労移行支援事業を行う多機能型事業所。

○作業時間は9時から16時15分までで、作業班の活動は次のとおり。

- ・ふらわー班 創作・音楽・生産活動を軸に活動をしており、ひかり園農園で収穫された野菜などの袋詰め作業や巡回販売を行っている。
- ・みそ班 手作り味噌の製造、販売を行っている。
- ・くれよん班 軽作業や法人内各施設への給食運搬などを行っており、軽作業ではタッパーの組み立てやハブラシの袋入れなど、各社の下請け作業を請け負っている。
- ・さをり班 綿、絹、羊毛などで布を織り、色々な商品に仕上げ、地元のイベント等で販売している。
- ・廃品班 アルミ缶、新聞、ダンボール、古着などを回収している。
- ・ペットボトル班 大和郡山市からペットボトル選別作業委託契約を受託し、大和郡山市清掃センター内で作業をしている。
- ・のぞみ クッキーなどの焼き菓子の製造、販売を行っている。

○大和郡山市で暮らし続ける仕組みを作るため、ケアホームを運営している。

○大和郡山市の障害のある方のサポートとして、相談支援を行っている。

○ヘルパー事業もしており、家事や入浴の援助もしている。

ウ 意見交換

Q：入りたいという人が、まだまだおられるのか。

A：平成24年度に定員を10名増の66名としたところ。平成25年度は6名の方を受け入れ、利用者は64名となっている。

ニーズはたくさんあるが、法人の收容能力や規模の部分で、すべての人をいつでも誰でもというところまで至っていない。

Q：ケアハウスやグループホームは、一から家を建てているのか、空き家を活用しているのか。

A：「るんるんはうす」「そよかぜの家」は賃貸で、「陽だまり」は法人で中古物件を購入している。賃貸については、何人も入れるような大きな家がなかなかなく、買うとなると資金があるので、どちらも一長一短がある。

Q：空き家がたくさんありそうだがどうか。

A：補助をいただいても、バリアフリーや避難経路など、改修をしていくとそれなりの費用がかかるので難しいところである。

Q：入居者はどれくらい家賃を払っているのか。

A：「るんるんはうす」「陽だまり」は2万円、「そよかぜの家」は2万5千円払っている。1万円までは家賃補助があるが、食費や光熱水費は個人負担。給料は5千円から2万5千円なので、その金額で暮らしていくのはギリギリのラインである。

Q：それぞれに指導員のような方が1名ついているのか。

A：夜間はそれぞれのホームに1名は泊まりが入っており、夕方は2名プラスで3名がホームに入っている。

Q：作業や活動は、生活介護事業としてされているのか。

A：「ペットボトル班」は就労移行支援事業、「のぞみ」は就労継続支援（B型）事業を活用している。生活介護事業には余暇や楽しさということもたくさん取り入れている。

Q：ひかり園の場合は、どの段階の事業が最も必要と思っておられるのか。

A：地域で働く資源づくりと、どれくらい給料を払えるかの取組が大切と考えている。このふたつの部分は、まだまだ熟成させていかなければならない。

Q：精神障害の方は何人かおられるのか。

A：たくさんおられる。

Q：地域とのつながりや、地域での交流的なことは何か。

A：県の補助や大和郡山市の協力もいただき、新たに活動棟「ぷりずむ」ができた。広い部屋があるので、6月に地域の方に来ていただくイベントを実施し、100名ほど来ていただいた。できるだけ、地域の方と一緒に何かやっていけるような取組を進めて行きたい。



2. 奈良県総合リハビリテーションセンター（磯城郡田原本町多722）

ア 調査目的

障害者のための医療と福祉について

イ 調査概要

- 障害者のための医療と福祉施設が一体となって、総合的に利用者にサービスをする施設であり、障害の早期発見、治療、機能回復訓練、障害者の各種相談を行っている。昭和63年に開設し、平成18年から奈良県社会福祉事業団が指定管理者として、運営をしている。
- 福祉部門は、就学前の子どもを支援する「わかくさ愛育園」、障害者の家庭内自立や積極的な社会参加を支援する「自立訓練センター」、就労を支援する「社会就労センター」の3つがある。
- 平成20年10月に県から高次脳機能障害支援センターの委託を受けた。
- 職員の状況は、医療部門では医師11名、看護師65名、理学療法士・作業療法士・言語療法士65名体制となっている。福祉部門の保育士、生活支援員等を合わせると、総勢250名体制となっている。
- 作業療法の小児部門では、ブランコやジャングルジムを使った感覚統合療法があり、リハビリセンターのひとつの特色となっている。
- 病床数は、3階の一般病床50床、4階の回復期リハビリテーション病床50床の合計100床あり、365日休みなくリハビリを行うことにより、早期回復できる環境を提供している。
- 入院は年間32,000人前後で、1日平均は87人。病床稼働率は87%となっている。
- 外来は年間52,600人で、1日平均215人。整形外科、小児科の受診が多い。

ウ 意見交換

- Q：病院部門は診療ということで医療保険の対象であるが、福祉部門の自立訓練センターや社会就労センターの利用料は、障害者総合支援法を活用しているのか。
- A：はい。福祉サービスとして、総合支援法の対象となっている。
- Q：社会福祉事業団はリハビリテーションセンターができた時に設立したのか。また、指定管理を受けている事業は、この事業のみか。
- A：社会福祉事業団は、この施設ができた時に設立されている。その時は指定管理者制度がなかったため、社会福祉事業団が県から委託という形で運営をしていた。指定管理を受けている事業は、リハビリテーションセンターと福祉パークの運営のみである。

Q：医師は11名と説明があったが、何科の先生が足りないのか。また、それ以外にも問題をかかえているものがあれば教えてほしい。

A：現在、泌尿器科の先生1名に、非常勤で週2回応援いただいている。脊椎損傷の方は必ず膀胱直腸障害があるので、泌尿器科は必須であり、医師が不足してくると、あそこは医師が少ないから嫌だというふうになってしまう。

また、整形外科の医師が1名退職する予定で、県立医科大学へ依頼している。

Q：何ヶ月も訓練をしてもまだ不十分という場合もあるが、一定の期間の定めがあるのか。

A：急性期の場合は疾患別に期間を定められているが、特定の疾患の場合、脳卒中や脊髄損傷などは治らないので、一定期間の枠で維持期のリハビリが認められている。

Q：病床稼働率は87%ということだが、まだまだ受け入れられるのか。

A：病床稼働率は95%が最大限で、これを超えると調節がきかなくなる。この目標稼働率は90%なので3%足りないが、在院日数がすごく長い方がおられる。急性期の場合は10日前後なので、入院の予約があっても入れ替えでなんとかできるが、90日ほどおられる場合は、そこへ入れてしまうと次の方が入れないことになる。制限しているわけではないが、90%くらいが限度なのかもしれない。

